



鳥取県公報

令和元年7月19日(金)
第9120号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(145)(福祉監査指導課) 2
土地収用法による土地の立入り(146)(県土総務課) 2
- ◇ 公 告 森林法による開発行為の許可(中部総合事務所農林局) 3
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施(警察本部会計課) 3

告 示

鳥取県告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人江府町社会福祉協議会	日野郡江府町大字江尾2069	社会福祉法人江府町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	日野郡江府町大字江尾2069	訪問介護	平成28年4月25日
"	"	社会福祉法人江府町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	"	訪問入浴介護	"

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人江府町社会福祉協議会	日野郡江府町大字江尾2069	社会福祉法人江府町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	日野郡江府町大字江尾2069	介護予防訪問入浴介護	平成28年4月25日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人江府町社会福祉協議会	日野郡江府町大字江尾2069	社会福祉法人江府町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	日野郡江府町大字江尾2069	平成28年6月12日

鳥取県告示第146号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 新鳥取吉成線新設鉄塔建設事業

3 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市松上字大坂谷、字大坂、字鳥居元、字草ヶ谷及び字小草ヶ谷、上原字入道ヶ谷井手之上、字入道ヶ谷井手之下、字神下坂、字神下坂道端及び字長尾谷、有富字ヘソフ谷、字梅ヶ坪、字土居、字前田、字柏ヶ坪、字外輪谷口、字外輪谷中、字外輪谷、字臼谷上平、字臼谷口、字臼谷中、字森ノ元、字大平、字臼谷下平、字森谷、字森谷奥、字大岩谷、字大岩奥、字岩淵及び字榎堂、中村字大岩、字大岩中、字大岩奥、字小谷、字椎木及び字石谷、下味野字馬隠シ、字堂ノ谷、字竹谷、字観音谷、字露谷及び字堅岩、篠坂字上河原、字土居、字宮ノ谷、字宮ノ谷東平、字門田、字三谷坂西ノ平、字三谷坂南ノ口、字三谷坂中ノ切、字三谷坂及び字大谷、西今在家字岩本下分並びに北村字霧ヶ谷及び字池之内

4 立ち入ろうとする期間

令和元年8月6日から令和2年6月30日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和元年7月19日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行 為の目 的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為の許 可年月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしようと する森林 の土地の 面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
公益財団法人 鳥取県建設技 術センター 代表理事 山田 和成	倉吉市福 庭町二丁 目23	東伯郡琴 浦町大字 八橋地内	建設残 土処分 地の造 成	5.9280ヘ クタール	4.9334ヘ クタール	2.8887ヘ クタール	令和元年7 月8日から 令和11年6 月30日まで	令和元年7月 8日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

三次元レーザー計測図化システム賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 業務期間

ア 履行期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

イ 借入物品の納入期限

令和2年3月31日（火）まで

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和2年4月1日（水）から令和8年3月31日（火）まで（72月間）

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（72月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。また、内訳としてア及びイの費用を合計した額とウの保守料の額をそれぞれ記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入設置及び調整に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）

ウ (1)の物品に係る(4)のウの期間における保守料

なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10パーセントに引き上げられることを見込んだ金額にすること。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の法令改正により消費税率又は引上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の光学機器及び機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検並びにその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年7月26日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 本件調達公告に示した物品を1の(4)の期限までに納入場所に納入することができる者であつて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ、オ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表者である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器

類の光学機器及び機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年7月26日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課審査出納係

電話 0857-23-0110（代）

（2）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3）入札説明書の交付方法

（1）の場所で令和元年7月19日（金）から同月25日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月30日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（木）午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札者は、入札書に、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に令和元年8月8日（木）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した1月当たりの単価に72を乗じて得た額の

100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に72を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : 3D laser measurement diagram system , 1set

(2) August 8, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 30, 2019 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

August 29, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1

-271 Higashi-machi Tottori-shi Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110